区分	提出書類
一　役員等に関する事項 二　一般放送の事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要	一　放送法施行規則第百三十六条第二項第一号に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの 二　役員等に関する事項に変更があった場合には、新たに選任された役員等の履歴書を添えること。
三　週間放送番組の編集に関する事項	四月及び十月の週間放送番組表
四　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項	変更事項について新旧を対比したもの
五　その他の事項	

○総務省告示第二百七十三号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二百十四条第一項第六号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する有線一般放送を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成五年郵政省告示第六百三十八号（有線テレビジョン放送法施行規則第三十八条第一項第一号の規定により適用除外とする有線テレビジョン放送を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

衆議院又は参議院が、議院の会議及び委員会等の会議の状況を送信することを主たる放送事項として、各省庁等国の機関及び政党助成法（平成六年法律第五号）第二条第一項に規定する政党に対して行う有線テレビジョン放送

○総務省告示第二百七十四号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二百十七条第一項の規定により、電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成十年郵政省告示第二百三十五号（有線テレビジョン放送法施行規則第四十二条第一項の規定により、電磁的方法により作成し及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件）、平成十年郵政省告示第二百三十七号（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律を施行する規則第十一条第一項の規定により、電磁的方法により作成し及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件）及び平成十四年総務省告示第四十五号（電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件）は、廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

一　この告示中の次に掲げる用語の意義は、本項に示すとおりとする。

1　「半角文字」とは、別表第一号により定義される文字をいう。

2　「全角文字」とは、別表第二号により定義される文字をいう。

3　「改行文字」とは、改行を表す文字をいい、4桁の十六進数「0D0A」で表現される文字をいう。

二　作成することができる書類は、次のとおりとする。この場合においては、必要に応じ電子機器その他の機器を用いて直ちに表示及び印刷ができなければならない。

1　放送法施行規則（以下「規則」という。）第四条の規定に基づく番組基準及び放送番組審議機関に係る書類

2　規則第九条の規定に基づく候補者放送の記録

3　規則第八十四条の規定に基づく基幹放送業務日誌

4　規則第百一条の規定に基づく会計記録

三　提出することができる書類は、次のとおりとする。

1　規則第六十四条の規定に基づく別表第六号の様式の表の部分

2　規則第六十五条第一項の規定に基づく別表第七号の様式の別紙の部分

3　規則第六十五条第一項の規定に基づく別表第八号の様式

4　規則第六十五条第二項の規定に基づく別表第九号の様式

5　規則第六十五条第二項の規定に基づく別表第十号の様式

6　規則第七十三条第一項の規定に基づく別表第十二号の様式の表の部分

7　規則第七十三条第二項の規定に基づく別表第十三号の様式の表の部分

8　規則第七十三条第三項の規定に基づく別表第十四号の様式の表の部分

9　規則第七十四条第一項の規定に基づく別表第十五号の様式の表の部分

10　規則第七十四条第一項の規定に基づく別表第十六号の様式の表の部分

11　規則第七十六条第一項の規定に基づく別表第十七号の様式の表の部分

12　規則第七十六条第四項の規定に基づく別表第十九号の様式の表の部分

13　規則第八十五条の規定に基づき提出する記録

14　規則第八十六条第一項の規定に基づき届け出る書類

15　規則第八十六条第二項の規定に基づき報告する書類

16　規則第九十二条第二項の規定に基づく添付書類

17　規則第百二十四条第一号の規定に基づく別表第二十四号の様式の表の部分

18　規則第百二十四条第二号の規定に基づく別表第二十五号の様式の表の部分

19　規則第百二十四条第三号の規定に基づく別表第二十六号の様式の表の部分

20　規則第百二十七条第一号の規定に基づく別表第二十八号の様式の表の部分

21　規則第百二十七条第二号の規定に基づく別表第二十九号の様式の表の部分

22　規則第百二十七条第三号の規定に基づく別表第三十号の様式の表の部分

23　規則第百三十四条の規定に基づく別表第三十一号の様式の表の部分

24　規則第百三十六条第二項第一号の規定に基づく別表第三十三号の様式の別紙の部分

25　規則第百三十六条第二項第二号の規定に基づく別表第三十四号の様式

26　規則第百三十八条第一項の規定に基づく別表第三十五号の様式の表の部分

27　規則第百三十八条第二項の規定に基づく別表第三十六号の様式の表の部分

28　規則第百四十条第一項の規定に基づく別表第三十八号の様式の表の部分

29　規則第百四十条第三項の規定に基づく別表第三十九号の様式の表の部分

30　規則第百四十一条の規定に基づく別表第四十号の様式の表の部分

31　規則第百四十四条の規定に基づく別表第四十一号の様式の表の部分

32　規則第百四十五条の規定に基づく別表第四十二号の様式の表の部分

33　規則第百四十六条第一項の規定に基づく別表第四十三号の様式の表の部分

34　規則第百四十六条第二項の規定に基づく別表第四十四号の様式の表の部分

35　規則第百五十六条第一号の規定に基づく別表第四十五号の様式の表の部分

36　規則第百五十六条第二号の規定に基づく別表第四十六号の様式の表の部分

37　規則第百五十九条第一号の規定に基づく別表第四十八号の様式の表の部分

38　規則第百五十九条第二号の規定に基づく別表第四十九号の様式の表の部分

39　規則第百六十四条の規定に基づく添付書類

40　規則第百六十六条の規定に基づく別表第五十一号の様式の記の部分

41　規則第百六十七条の規定に基づく意見書

42　規則第百六十九条の規定に基づき提出する記録

43　規則第百七十条第一項の規定に基づき届け出る書類

44　規則第百七十条第二項の規定に基づき報告する書類